

公益財団法人松山国際交流協会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人松山国際交流協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、参加費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、この法人の理事会及び評議員会等の会議並びにこの法人の事業に係る会議等に出席した場合に支給する日額報酬とする。

2 前項の報酬の額は、1人に対して1日につき8,300円とする。

3 松山市の常勤の特別職及び一般の職員並びに協会の常勤の職員である役員等については、前2項で定める報酬を支給しない。

4 報酬は、会議等に出席する都度、支給する。

5 役員等からの申し出により、報酬を支給しないことができる。

(費用)

第4条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち、旅費については、協会の職員の例により算定し、支払うものとする。

3 役員等からの申し出により、費用を支給しないことができる。

(公表)

第5条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人松山国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人松山国際交流協会役員の報酬等に関する規程は、廃止する。